

令和 7 年度指導・監査実施方針 及び 令和 6 年度指導状況等について

県南広域振興局 長寿社会課

目 次

- 1 集団・運営指導、監査及び措置について
- 2 令和6年度運営指導の実施状況について
- 3 令和6年度の運営指導の指摘事項について
- 4 令和7年度重点指導事項について
- 5 事故報告について
- 6 令和6年度から義務化された事項について
- 7 令和7年度以降適用される経過措置に係る留意事項
- 8 自主返還及び返還命令について

1. 集団運営指導、監査及び措置について

集団・運営指導

★目的及び検査内容

【周知の徹底】

- ・介護給付サービスの取扱い
- ・介護報酬の請求

★頻度

運営指導：6年に1回
集団指導：毎年

→**行政指導**として実施。

ただし、運営指導で不正の疑いが発覚すれば、監査に移行する。

※あくまでも「指導」を目的として実施することから、事前に日程調整や資料の作成を求める。

監査

★目的及び検査内容

【的確な把握】

著しい運営基準違反、不正請求、虐待等に関する事実関係。

→法令上の措置

事業上の行為及び事業上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにする。

※虐待等、利用者の生命に関わる場合や、事実の隠蔽の恐れがある場合には事前通告を行わずに監査を実施したり、運営指導から監査へ切替える場合もある。

措置

★勧告（行政指導）

監査の実施機関（振興局）が監査結果を県保健福祉部長あて報告し、知事から勧告結果が伝達される。

★命令（勧告に従わない場合、行政処分）

聴聞・弁明の機会が付与され、改善命令が下される。

★指定の取消、効力の一部又は全部の停止（行政処分）

聴聞・弁明の機会が付与され、処分の程度が決定される。

2. 令和6年度運営指導の実施状況について

サービス事業者等	対象 事業所数	運営指導 実施数	文書指摘 事業所数	口頭指摘 事業所数
指定訪問介護事業所	105	16	6	3
指定訪問入浴介護事業所	18	2	0	0
指定訪問看護事業所	43	5	3	0
指定訪問リハビリテーション介護事業所	10	2	0	0
指定居宅療養管理指導事業所	4	0	0	0
指定通所介護事業所	129	22	14	5
指定通所リハビリテーション事業所	25	2	1	0
指定短期入所生活介護事業所	92	28	15	10
指定短期入所療養介護事業所	28	5	1	4
指定特定施設入居者生活介護事業所	11	2	2	1
指定福祉用具貸与事業所	36	4	4	0
指定特定福祉用具販売事業所	36	4	4	0
指定介護老人福祉施設	52	23	12	6
介護老人保健施設	27	6	3	6
介護医療院	1	1	1	1
合計	617	122	66	36

3. 令和6年度の運営指導の指摘事項について

(1) 共通事項について

①勤務体制の確保等について

複数の職務を兼務している職員について、各職務の勤務時間数が明記された勤務表等が整備されていないので、勤務体制を明確にする観点から、当該書類を整備すること。

②虐待の防止について

運営規程について、虐待の防止のための措置に関する事項が記載されていないことから、速やかに是正し、変更届を提出すること。

③浴室の衛生管理について

循環式浴槽については、年2回以上のレジオネラ属菌等の検査実施が必要であるが、年1回の実施にとどまっているため、年2回以上の検査を実施すること。

④業務継続計画の策定等について

業務継続計画が未策定であることから、速やかに策定すること。

また、業務継続計画の具体的内容について、研修及び訓練を定期的の実施すること。

3. 令和6年度の運営指導の指摘事項について

(2) 運営基準について

①【介護老人福祉施設】緊急時等の対応について

配置医師及び協力医療機関との連携方法その他緊急時等における対応方法が定められていないことから、マニュアル等を整備すること。

なお、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更すること。

②【全サービス共通】秘密保持について

従業者に対し、従業者でなくなった後も含め、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずることとされている。

これらの措置について、明確に確認できる書類がなかったことから、誓約書を徴する等、必要な措置を講ずること。

②【（介護予防）福祉用具貸与・販売】福祉用具貸与計画の作成について

福祉用具貸与計画にモニタリング実施時期の記載がなかったことから追記すること。

また、モニタリング結果について、居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業所へ報告しなければならないが、報告がされていなかったことから、モニタリングを実施した場合には、指定居宅介護支援事業所へ報告すること。

3. 令和6年度の運営指導の指摘事項について

(3) 介護報酬について

①【通所介護】入浴介助加算について

入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

②【（介護予防）短期入所生活介護】緊急短期入所受入加算について

緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項の記録が整理されていない事例があったことから、必要な記録、書類を整備すること。

③【介護老人福祉施設】看取り介護加算について

看取り介護加算Ⅰを算定できる入所者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者であり、医師が回復の見込がないと診断した者であって、その後入所者の介護に係る計画を作成し、同意を得た者とされている。

貴事業所では、同意日よりも前の日を当該加算の起算日として算定している取扱いが確認された。

現状の取扱いは、算定要件を満たしていないことから、当該加算に係る領収済の介護報酬及び自己負担額については、全額過誤調整を要するため、自主点検し、その結果を別紙1（添付書類を含む）により報告すること。

3. 令和6年度の運営指導の指摘事項について

(3) 介護報酬について

【留意事項】

- ※1 介護報酬の算定要件等について、事業ごとに基準（厚生労働省告示）が定められています。
- 【基準の例】
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
 - ・ 指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準
 - ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- また、厚生労働省から、基準の留意事項等についての通知、介護報酬改定にあたってのQ & A等が発出されていますので、算定にあたってはこれらを十分に確認してください。
- ※2 新たに加算を算定する場合のみならず、継続して算定している加算であっても、随時、算定要件に合致しているかどうか確認してください。
- （各加算の算定要件の人員配置が行われているだけでは、加算は算定できません。必要な人員配置の他、全ての要件を満たしている必要があります。必ず上記基準やQ & A等で算定要件を確認してください。）
- ※3 加算が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届出してください。届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、返還措置を講じることがあります。

4. 令和7年度重点指導事項について

- (1) 非常災害対策及び感染症対策について
- (2) 事故防止対策について
- (3) 住宅型有料老人ホーム等における過剰なサービス提供について
- (4) 高齢者虐待の未然防止及び苦情処理体制の整備について
- (5) 介護サービス情報の公表について
- (6) 経営情報の報告について
- (7) 「書面掲示」規制の見直しについて
- (8) 中山間地域等における小規模事業所加算について
- (9) 協力医療機関について
- (10) 生産性向上について

4. 令和7年度重点指導事項について

(1) 非常災害対策及び感染症対策について

- ・ 衛生管理、感染症や食中毒の発生の予防及びまん延防止に関する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練が行われているか。
- ・ 感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定、研修の実施、訓練の実施が行われているか。
- ・ 令和6年度介護報酬改定に伴い新設された「業務継続計画未策定減算」について、必要な措置が講じられていない場合に、所定単位数が減算されているか。（100分の1に相当する単位数）
- ・ 非常災害対策計画の策定や地域住民と連携した訓練等を実施しているか。

4. 令和7年度重点指導事項について

(2) 事故防止対策について

- ・ 利用者への介護サービスの提供に伴う事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、市町村（保険者）に速やかに報告しているか。
- ・ 事故の内容及び処置が記録されているか。再発に向けてその要因の分析、防止策の検討、職員への周知徹底がされているか。

4. 令和7年度重点指導事項について

(3) 住宅型有料老人ホーム等における過剰なサービス提供について

- ・ 併設する介護事業所から過剰なサービスが提供されていないか。入居者の自立支援や重度化防止の観点も考慮し、適正なサービス提供の確保に努めているか。

4. 令和7年度重点指導事項について

(4) 高齢者虐待の未然防止及び苦情処理体制の整備について

- ・ やむを得ず身体拘束を実施する場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等の記録が保管されているか。
- ・ 苦情処理体制が構築されているか。相談窓口等を利用者に継続して周知を図る等、苦情処理の取組が効果的なものとなっているか。
- ・ 令和6年度報酬改定により新設された「高齢者虐待防止措置未実施減算」について、必要な措置が講じられていない場合に、所定単位数が減算されているか。（100分の1に相当する単位数）

4. 令和7年度重点指導事項について

(5) 介護情報サービスの公表について

- ・ 「令和7年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」に従い、報告を行っているか。
- ・ 「令和7年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」において調査対象となっている場合は、調査への対応を行っているか。

4. 令和7年度重点指導事項について

(6) 経営情報の報告について

- ・ 介護サービス事業者経営情報について、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県へ報告が行われているか。

＜報告対象＞

原則として、全ての事業所が報告対象であること。ただし、以下に該当する介護サービス事業者については、報告不要。

- ・ 介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である者
- ・ 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

4. 令和7年度重点指導事項について

(7) 「書面掲示」規制の見直しについて

- ・ 事業所の運営規程の概要等の重点事項等について、書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表されているか。

※令和7年度から義務化

4. 令和7年度重点指導事項について

(8) 中山間地域等における小規模事業所加算について

- ・ 令和7年5月の算定分から、中山間地域等における小規模事業所加算の取得要件が弾力化されたこと。

4. 令和7年度重点指導事項について

(9) 協力医療機関について

- ・ 介護保険施設等は省令で定める要件を満たす協力医療機関を定め、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届出がされているか。
- ※ 協力医療機関を定める事項については、令和9年3月31日までは努力義務だが、指定権者への届出は、毎年度提出が必要。

4. 令和7年度重点指導事項について

(10) 生産性の向上について

- ・ 令和6年度報酬改定により、介護保険施設等は入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならないとされたこと。

※令和9年3月31日まで努力義務

＜参考＞ 生産性向上推進体制加算について

- ・ 令和6年度介護報酬改定により、介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する加算が新設されたもの。

4. 令和7年度重点指導事項について

＜参考＞ 生産性向上推進体制加算について

【算定要件】

＜生産性向上推進体制加算（Ⅰ）＞

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

＜生産性向上推進体制加算（Ⅱ）＞

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

5. 事故報告について

- 報告の目的
介護サービス利用者の利益保持・関係機関と連携した事故の速やかな収束
- 事業者は、医師の診断を受け、治療を必要とする事故等が発生した場合は、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、市町に報告すること。
(報告様式は岩手県HPに掲載有)
- 第1報は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
その後、状況の変化等に応じて追加の報告を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症等発生時に係る報告について
感染者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合には、速やかに市町に報告すること。

5. 事故報告について

令和6年度介護保険事故報告件数一覧（県南局受理分）

サービス種別	報告 件数	事故の原因及び種類						
		骨折		裂傷	打撲	窒息	失踪 (無断外出)	その他
		転倒(転落)	その他			誤嚥		
通所介護	35	7	1	7	13	0	0	7
介護老人福祉施設（地域密着型含む）	175	47	37	30	22	4	0	35
介護老人保健施設	27	8	4	0	1	1	1	12
有料老人ホーム（サ高住含む）	38	15	1	5	3	1	0	13
短期入所生活介護	30	8	1	8	5	2	0	6
合計	305	85	44	50	44	8	1	73

5. 事故報告について

○ 原因分析について

事故が起こってしまった場合には、原因究明を行うことが何よりも重要です。また、事故発生後は特定の職員のみではなく、組織全体で原因分析を行ってください。

(原因分析の例)

- 過去のヒヤリハットから、事故につながる事象はなかったか確認する。
- 事故対応に不備はなかったか、マニュアルに沿った対応ができたか確認する。
- マニュアルの内容に不備等はないか検討する。

○ 再発防止策について

再発防止策についても、上記同様組織全体で行い、職員全体で共有をしてください。
ポイント

- ① 原因に対して最低でも一つ以上は再発防止策をあげる。
- ② 内容は現実的なものにし、日常の業務の中でどのように取り入れるかを検討する。

岩手県HP： 事故報告について

URL

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/fukushi/kaigo/jigyousho/1003729.html>

6. 令和6年度から義務化された事項

【全サービス共通】

	感染症対策の強化	業務継続に向けた取組の強化	高齢者虐待防止の推進
委員会の開催	感染対策委員会 ※定期的（6月（施設は3月）に1回以上） ※流行時期随時		虐待防止検討委員会 ※定期的に開催
指針/計画の整備	感染症（施設は食中毒含む）の予防及びまん延防止のための指針	・感染症 ・災害時 業務継続計画	虐待の防止のための指針
研修の実施	定期的（年1回（施設は年2回以上））に実施し、実施内容を記録すること		
新規採用時の研修	望ましい（施設は必須）		必須
訓練	年1回（施設は年2回）以上		
その他			専任の担当者

6. 令和6年度から義務化された事項

【全サービス共通】

無資格者への認知症介護 基礎研修受講	介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、医療・福祉関係の資格を有さない者については、「認知症介護基礎研修」を受講させるために必要な措置を講じること。新規採用者は、採用後1年を経過するまでに受講させること。
-----------------------	---

【一部サービスのみ】

口腔衛生管理の強化【施設系サービス（特定施設を除く）】

栄養ケア・マネジメントの充実【施設系サービス】

【事業主として対応する事項】

※ 中小企業（資本金5千万円以下又は常時使用する従業員100人以下）は、令和4年4月1日から義務化。

※ハラスメント対策の強化

○事業主が講ずべき措置の具体的内容

- ・ 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- ・ 相談（苦情を含む）に応じ、適切な対応をするために必要な、相談対応のための担当者や窓口をあらかじめ定める等の体制を整備し、従業者に周知すること。

7. 令和7年度以降適用される経過措置に係る留意事項

【全サービス共通】

「書面掲示」規制の見直し	「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が簡潔するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のHP又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。 ※令和7年4月1日から義務化
--------------	--

【短期入所系サービス】

身体拘束等の適正化	身体拘束等の適正化のための措置を義務付ける。また、身体拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。 ＜身体拘束等の適正化のための措置＞ ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ※令和7年4月1日から義務化
-----------	---

7. 令和7年度以降適用される経過措置に係る留意事項

【短期入所系・施設系サービス】

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。 ※令和9年4月1日から義務化
---	--

【特定施設入居者生活介護】

口腔衛生の管理	口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状況に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点から、（介護予防）特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして行うこととする。 ※令和9年4月1日から義務化
---------	--

7. 令和7年度以降適用される経過措置に係る留意事項

【施設系サービス】

協力医療機関との連携	施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保するため、以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける。 ＜要件＞（③については、病院に限る。） ① 入所者の症状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③ 入所者の症状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の協力医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ※令和9年4月1日から義務化
------------	---

8. 自主返還及び返還命令について

自主返還

運営指導・監査の結果、行政上の処分に至らない軽微な改善を要すると認められ、これに係る介護給付費の過誤が認められる場合、事業所が自ら精査し、既に請求、受領した介護給付費について不当に該当する部分を自主返還するもの。

返還命令

監査の結果、「偽り又は不正な行為」があることが判明した場合は、介護保険法22条3項により事業者に対し不正に受給した保険給付として返還すべき額のほかに、当該返還すべき額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう命じるもの。

常日頃から運営基準・加算要件の確認をしていただき、過誤・錯誤に気が付いた際には自主的に改めていただくようお願いします。